

## 厚生労働大臣が定める施設基準

(平成十八年九月二十九日)

(厚生労働省告示第五百五十一号)

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準を次のように定め、四のロ及び五以外については平成十八年十月一日から、四のロ及び五については平成十九年四月一日から適用する。

### 厚生労働大臣が定める施設基準

#### 一 指定療養介護の施設基準

イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第4の1のイの療養介護サービス費( )を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生活支援員」という。)の員数(生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。)が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第4の1の注2に規定する者を除く。ロからニまでにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第4の1のロの療養介護サービス費( )を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第4の1のハの療養介護サービス費( )を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

ニ 介護給付費等単位数表第4の1のニの療養介護サービス費( )を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第4の1のホの療養介護サービス費( )を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第5の2のイの人員配置体制加算( )を算定すべき指定生活介護等の単位(介護給付費等単位数表第5の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員(以下この号において「生活支援員等」という。)の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注1の(1)又は(2)のいずれかに該当する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の2のロの人員配置体制加算( )を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

八 介護給付費等単位数表第5の2の八の人員配置体制加算( )を算定すべき指定生活介護等の単位の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

二の二 指定短期入所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第7の1の口の(1)の医療型短期入所サービス費( )又は同八の(1)の医療型特定短期入所サービス費( )を算定する指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。

(1) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院であること。

(2) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の百分の七十以上が看護師であること。

ロ 介護給付費等単位数表第7の1の口及び八の医療型短期入所サービス費( )若しくは医療型短期入所サービス費( )又は医療型特定短期入所サービス費( )若しくは医療型特定短期入所サービス費( )を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所であって十九人以下の患者を入院させるための施設を有するもの

(2) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設

二の三 指定共同生活介護の施設基準

介護給付費等単位数表第9の8の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第

百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

- (1) 指定障害福祉サービス基準第百三十八条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。
- (3) 指定共同生活介護事業所の従業者に対し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)(以下「医療観察法」という。)第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の規定による入院によらない医療を受けている者又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第三条に規定する刑事施設(以下「刑事施設」という。)又は少年院法(昭和三十二年法律第百六十九号)第一条に規定する少年院(以下「少年院」という。)を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。
- (4) 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所(以下「保護観察所」という。)、更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第七項に規定する更生保護施設(以下「更生保護施設」という。)、医療観察法第二条第四項に規定する指定医療機関(以下「指定医療機関」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)その他関係機関との協力体制が整えられていること。

### 三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位(介護給付費等単位数表第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員

(口において「生活支援員」という。)の員数が次の(1)から(3)までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数(介護給付費等単位数表第10の1の注1に掲げる(2)又は(3)のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。)の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2) 前年度の利用者の数の平均値が四十一人以上六十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、三以上

(3) 前年度の利用者の数の平均値が六十一人以上の指定施設入所支援等の単位にあつては、三に、当該前年度の利用者の数の平均値が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 介護給付費等単位数表第10の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

(1) 介護給付費等単位数表第10の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。

(3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行われていること。

(4) 指定障害者支援施設等の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(5) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

#### 四 指定自立訓練(生活訓練)の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項第二号の規定により置くべき地域移行支援員の員数が、常勤換算方法で、指定宿泊

型自立訓練の前年度の利用者の数の平均値を十五で除して得た数以上配置されていること。

(2) 地域移行支援員のうち、一人以上が常勤であること。  
ロ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準

(1) 短期滞在加算( )を算定すべき場合の施設基準

(一) 居室の定員が四人以下(指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。)が行う場合にあつては、原則として四人以下)であること。

(二) 居室のほか、次の(ア)から(エ)までに掲げる設備を有していること。

(ア) 浴室

(イ) 洗面設備

(ウ) 便所

(エ) その他サービスの提供に必要な設備

(三) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。

(四) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が一人以上配置されていること。

(2) 短期滞在加算( )を算定すべき場合の施設基準

(一) (1)の(一)から(三)までに掲げる基準を満たしていること。

(二) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。

ハ 介護給付費等単位数表第12の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練(生活訓練)を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

(4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センター等の関係機関との協力体制が整えられていること。

二 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練(生活訓練)事業所等の施設基準

(1) 精神障害者退院支援施設加算( )を算定すべき場合の施設基準

(一) 利用定員が次の(ア)又は(イ)に掲げる精神障害者退院支援施設(介護給付費等単位数表第12の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。

(ア) 病院の建物内の医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けられたもの(以下「病床転換型」という。) 二十人以上六十人以下

(イ) 病床転換型以外のもの 二十人以上三十人以下

(二) 居室の定員が次の(ア)又は(イ)に掲げる精神障害者退院支援施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。

(ア) 病床転換型 四人以下であること。

(イ) 病床転換型以外のもの 原則として個室であること。

(三) 利用者一人当たりの居室の床面積が次の(ア)又は(イ)に掲げる精神障害者退院支援施設の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。

(ア) 病床転換型 六平方メートル以上であること。

(イ) 病床転換型以外のもの 八平方メートル以上であること。

(四) 居室のほか、次の(ア)から(エ)までに掲げる設備を有していること。

(ア) 浴室

(イ) 洗面設備

(ウ) 便所

(エ) その他サービスの提供に必要な設備

(五) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。

(六) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が一人以上配置されていること。

(2) 精神障害者退院支援施設加算( )を算定すべき場合の施設基準

(一) (1)の(一)から(五)までに掲げる基準を満たしていること。

(二) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。

#### 五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ 精神障害者退院支援施設加算( )を算定すべき場合の施設基準

前号二の(1)に規定する基準を満たしていること。

ロ 精神障害者退院支援施設加算( )を算定すべき場合の施設基準

前号二の(2)に規定する基準を満たしていること。

#### 五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援A型サービス費( )を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

#### 六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援B型サービス費( )(ロにおいて「就労継続支援B型サービス費( )」という。)

を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロにおいて「職業指導員等」という。)の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援 B 型サービス費( )を算定する指定就労継続支援 B 型事業所等であって、当該指定就労継続支援 B 型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第 15 の 14 の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

#### 七 指定共同生活援助の施設基準

介護給付費等単位数表第 16 の 6 の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

- (1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第 16 の 6 の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。
- (2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第 16 の 6 の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。
- (3) 指定共同生活援助事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。
- (4) 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

改正文 (平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一六八号) 抄

平成二十一年四月一日から適用する。